特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	妊娠届に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、妊娠届に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

品川区長

公表日

平成29年4月1日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	妊娠届に関する事務								
②事務の概要	母子保健法第15条に基づき、妊娠届に関する事務を行う。 【概要】妊娠した者は速やかに品川区長あてに妊娠の届出(届出年月日・氏名・年齢・個人番号・職業・居住地・妊娠月数・医師又は助産師の診断又は保健指導を受けたときは、その氏名・性病及び結核に関する健康診断の有無)を行う。 なお、届出を受ける方法は以下のとおり。 ・窓口での書類受領 ・郵送での書類受領 ・サービス検索・電子申請機能でのデータ受領								
③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能								
2. 特定個人情報ファイル	名								
妊娠届情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1の49 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条第4項および第5項								
4. 情報提供ネットワークシ									
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定								
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号および別表第二56の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第5号)第30条第7項								
5. 評価実施機関における	担当部署								
①部署	健康推進部健康課								
②所属長	川島 敦成								
6. 他の評価実施機関									
_									
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求								
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 健康推進部 健康課 保健衛生係								

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

7.に同じ 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	29年3月10日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成	29年3月10日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明